

令和5年3月1日

事業者各位

林材業労災防止協会福島県支部
支部長 平子作麿

伐木等の業務に係る特別教育（補講）について

このことについて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示がそれぞれ公布等され、改正前の特別教育修了者が施行日（令和2年8月1日）以降にチェーンソーを用いた伐木造材作業に従事するためには、定められた時間の補講を受講することが必要になりました。

当支部の安全衛生規則第36条第8号の特別教育（チェーンソーに関する講習を含む）修了者に対し学科2時間、実技0.5時間の補講を実施いたしますので、未受講者は受講されますようご案内いたします。

記

1. 特別教育受講対象者

林業・木材製造業労働災害防止協会が実施した労働安全衛生規則第36条8号「伐木等の業務に係る特別教育」（チェーンソーに関する講習を含む16時間の講習）の修了者。

他の教習機関での修了者は受講証明書を発行してもらうことにより受講可といたします。

2. 開催日時・開催場所

別紙のとおり。

※申込み、欠席の連絡は 024-523-3307 林材業労災防止協会福島県支部へ。

講習会場への問い合わせ、連絡等をご遠慮ください。

3. 受講時間

2.5時間（学科2時間、実技0.5時間）

4. 教科及び時間

	科目	範囲	時間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法、下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
	関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5時間

5. 受講料等

一般 4,500円（消費税、テキスト代含む）
林災防福島県支部会員 3,500円（消費税、テキスト代含む）

6. 募集人員 20名
定員になり次第締め切ります。

7. 申込方法

(1) 申込先 〒960-8043 福島市中町5番18号
林材業労災防止協会福島県支部
TEL 024-523-3307 FAX 024-521-1308

(2) 申込方法 **電話で予約の上**、別紙申込書に写真(縦3cm、横2.5cm)、伐木等の業務に係る特別教育修了証の写し(カード型の修了証は両面をコピーしてください。)、運転免許証の写しを添えて当支部あて送付し、受講料を下記口座に振り込んで下さい。
申込書が提出されない場合は受講取り消しとなりますのでご注意ください。
当支部から送付する受講票を当日受付に提示してください。

受講料振込口座
東邦銀行 本店営業部(普通) 14449
リンザイギョウロウサイボウシキョウカイククシマケンシブ
林材業労災防止協会福島県支部

(3) キャンセルの場合は手数料を差し引いて返金いたします。

8. 修了証交付 この研修を修了した者に対し修了証を交付します。
社内教育の修了証で受講された方には事業主宛の受講証明書を交付いたします。
遅刻、早退者には修了証を交付いたしません。

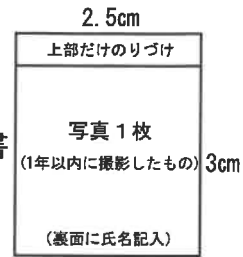
9. 携行品 筆記用具、下肢の切創防止用保護衣(ズボン型、チャップスどちらでも可)。防護衣の無料貸し出しもあります。
※チェーンソーは使用しません。

10. その他 他の教習機関で取得された方は、**受講証明書**を提出し、16時間(大径木)の受講が確認できた場合には受講可といたします。

実 施 日 程

開催日	時間	開催地	会場名	定員
9月22日(金)	13:00~15:30	会津美里町	新鶴生涯学習センター	20
10月13日(金)	13:00~15:30	須賀川市	福島空港公園緑のスポーツエリア	20
3月1日(金)	13:00~15:30	いわき市	湯ノ岳山荘	20

伐木等業務（チェーンソー）特別教育（補講）講習会申込書



※修了証N o .

講習日	令和 年 月 日
会場名	
ふりがな	
氏名	
生年月日	昭・平 年 月 日生
現住所	〒
伐木等の業務に係る特別教育修了証交付年月日	昭・平・令 年 月 日
上記の修了証番号	
連絡先電話番号	
備考	

- (注) 1以前に取得した伐木等業務特別教育の修了証（カード型の場合両面）、運転免許証等の写しを添付すること。
 2当支部以外で取得した場合、教習機関から受講証明書を発行してもらい添付すること。
 3受講日には受講票、運転免許証等（公的機関が発行したもので本人確認できるもの）を持参すること。

年 月 日

〒
 住 所
 事業場名
 代表者名
 電 話
 F A X

※受付番号		※受付確認者	
※本人確認書類	免許証・健康保険証・その他（ ）		

※欄は林災防にて記入します。